**２　大規模小売店舗立地法の手続きの流れ**

**(1) 大規模小売店舗立地法の手続きの流れ**

立地環境調査

事前相談

**①　大規模小売店舗立地法の基本的な手続きの流れ**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 設置者 | 県 | 市町村等 | 期間等 |
| 事前  手続 | ①計画説明書の提出 | ［受理］　市町村へ送付 | ［受理］ | ①  新設１月  変更２週  ② |
| 意見  手続 | ②新設・変更の届出  ④説明会の開催  説明会実施  状況報告  開店  意見なし  制限解除  開店  意見あり | ③公告・縦覧（４ヶ月間）  市町村へ通知  回数の指示  [受理]　市町村へ送付  公告・縦覧（１ヶ月間）  ⑥県の意見  公告・縦覧（１ヶ月間）  市町村へ通知 | [受理]（周知）  日時･場所の助言  [受理]  ⑤意見書  [受理]（周知） | ②②③  2月  ④  ４月  ８月  ⑤  ⑥ |
| 勧告  手続 | ⑦変更する旨の届出  変更しない旨の通知  ２ヶ月経過後  開店 | 公告・縦覧（４ヶ月間）  市町村へ通知  ※県意見を適正に反映しておらず、周辺地域の生活環境に著しい悪影響がある場合  ⑧勧告  市町村へ通知  公告 | [受理](周知)  意見  [受理]（周知） | ⑦  ２月  ⑧  ２月 |
| 公表  手続 | ⑨必要な変更に係る届出  ［受理］  ［受理］ | 公告・縦覧（４ヶ月間）  適正通知  ※正当な理由なく勧告に従わない場合  公表  設置者へ通知 | ［受理］ | ⑨ |
| 事後  手続 | 報告書 | 設置者・小売業者に対する報告の徴収 |  |  |

※大規模小売店舗の施設の運営方法に関する変更や県が承認した軽微な変更は、届出から８ヶ月を待たずに変更可能です。

**②　大規模小売店舗立地法の届出前の標準的なスケジュール**

＜新設届出＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設置者 | 県 | 期間　※１ |
| ①出店計画説明書の提出 | →　　　【受理】  【提出書類等の確認】 | ①　　　　①  30日  ③  ２週  ５日  ④  ７日  ⑥　　　　⑥  ⑦ |
| 【回答準備】　　←  （必要に応じて資料作成） |
| ②現地調査 |
| ③立地環境調査における質問、意見、要望 |
| ④立地環境調査の開催（質疑応答、現地調査） | |
| 【届出準備】　　←  （関係機関との調整）  （出店計画説明書の修正） | ⑤現地調査 |
| ⑥出店計画説明書に対する意見、要望 |
| ⑦新設届出の提出　※２ | →　　　【受理】 |

＜変更届出＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設置者 | 県 | 期間　※１ |
| ①変更計画説明書の提出 | →　　　【受理】  【提出書類等の確認】 | ①  20日  ③  ④ |
| 【回答準備】　　←  （必要に応じて資料作成） |
| ②現地調査 |
| ③変更計画説明書に対する質問、意見、要望 |
| ④変更届出の提出　※２ | →　　　【受理】 |

※１：期間の日数はおおよその目安（休祭日を除く）

※２：設置者による調整、修正の期間により、１月や２週間では届出書を提出できない場合もある。

**(2) 新設の届出（法第５条第１項）手続きの流れ**

**＜定義＞**

|  |
| --- |
| ・周辺市町村…届出に係る大規模小売店舗の敷地境界から２キロメートルの範囲内に他の市町村が存する場合、当該市町村をいいます。  ・周辺商工団体…次に掲げるものをいいます。  (1)　商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所のうち、届出に係る大規模小売店舗の敷地境界から２キロメートルの範囲内に担当地区が存する団体  (2)　商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会のうち、届出に係る大規模小売店舗の敷地境界から２キロメートルの範囲内に担当地区が存する団体 |

**①　事前相談**

富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課が窓口です。手続きの流れや書類作成方法についてご相談ください。

**○窓口**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 商工労働部地域産業振興室  経営支援課 | 大規模小売店舗立地法全般 | 076-444-3253 |

必要に応じて、下記に掲げる県の関係課（出店予定地を管轄する土木センターや警察署を含む。）と事前に協議してください。特に駐車場の自動車の出入口（位置、幅、方向など）、交通量調査（調査の必要性、調査地点、調査方法など）、騒音予測（予測地点の選定、基準値、評価など）には時間がかかるので、早めに協議されることをおすすめします。

県の関係機関のほかに市町村や国の関係行政機関との協議が必要となる場合があります。

たとえば、店舗の敷地境界から２キロメートルの範囲内に国道８、41、156、160号があるときには、国土交通省富山河川国道事務所と協議してください。

**○関係課**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 生活環境文化部県民生活課 | 交通安全対策、防犯対策 | 076-444-3129 |
| 大規模開発（５ヘクタール以上）、土地利用調整 | 076-444-3126 |
| 生活環境文化部環境政策課 | 廃棄物の処理 | 076-444-9618 |
| 生活環境文化部環境保全課 | 騒音対策 | 076-444-3144 |
| 土木部道路課 | 道路（指定区間外国道、県道） | 076-444-3319 |
| 土木部都市計画課 | 都市計画（まちづくり）、道路（都市計画道路、市町村道） | 076-444-3346 |
| 土木部建築住宅課 | 開発行為、建築確認、再開発事業、景観 | 076-444-3359 |
| 警察本部交通規制課 | 交通全般 | 076-441-2211 |

**②　出店計画説明書**

富山県では、設置者に県及び市町村の関係機関等と十分に調整した上で出店計画説明書を作成し、提出するよう求めています。（出店計画説明書の提出を義務付けるものではありません。）

**○内容**

出店計画説明書は法律に基づき提出しなければならない届出事項及び添付書類のほかに、出店の趣旨等計画の概要や大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき指針で述べられている事項（以下「指針配慮事項」という。）を追加したものです。

県の意見は指針を勘案して述べることとされていることから、指針配慮事項の記載内容は届出の審査にあたって重要な判断材料となります。できるかぎり周辺の生活環境の保持に配慮するとともに、配慮している事項があれば詳しく記載してください。その際、設置者は小売店舗以外の併設施設の事業者にも同様の対応が求められている点に留意してください。

（例）：閉店時間中の駐車場管理方法（青少年のたまり場にならないか）

騒音対策（駐車場、荷さばき施設、廃棄物収集作業、室外機等）

来客の自動車を駐車場に案内する経路設定に当たり配慮した事項

個々の棟ごとに廃棄物等の保管施設の容量が排出予測量を上回っているか

繁忙期における交通への支障を回避するための特別な対策

店舗周辺の緑化

光害防止

通学路の安全対策

アイドリング防止

リサイクルへの取り組み

廃棄物の飛散防止対策

廃棄物収集作業の効率化　　　など

また、社会的責任の一環として、大型店がまちづくりへの貢献に関して自主的な取組を積極的に行うことが強く期待されていることから、まちづくりへの貢献に関する取組についても可能な限り記載してください。

**○提出部数**

出店計画説明書の提出部数は14部です。また、電子データでも提出をしてください。ただし、周辺市町村が存する場合は、その数ごとに２部追加するものとし、周辺商工団体が存する場合は、その数ごとに１部追加するものとし、国の関係機関（当該店舗の敷地境界から２キロメートルの範囲内に国道（国が管理するものに限る。）がある場合）が存する場合は、１部追加するものとします。さらに、店舗面積が3,000平方メートル以上の場合には、10部追加するものとします。

県は、出店計画説明書提出から30日以内（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第１号）第１条第１項各号に掲げる日を除く。）に設置者に対し、質問、意見、要望を書面で伝えることにしています。設置者は、質問、意見、要望に応える形で必要に応じ県及び市町村の関係機関等と協議した上で出店計画説明書を修正し、届出書を提出してください。

「２(1)②大規模小売店舗立地法の届出前の標準的なスケジュール」をご覧ください。

**③　立地環境調査**

立地環境調査とは、出店予定者に対して任意で協力を求めて実施する関係行政機関及び商工団体の担当者を交えての現地確認調査です。

出店計画説明書の提出からおよそ３週間後に開催することにしています。

**○目的**

ⅰ　届出書提出後に内容の変更が必要（＝届出書の再提出）となったり、県の意見が述べられたり（＝開店が更に２月以上遅れる）しないように、大規模小売店舗立地法に関係する行政機関と事前に相談を行う。

ⅱ　交通・騒音・廃棄物と大規模小売店舗立地法関係行政機関は多岐にわたるため、出店計画に関しての質疑や現地調査を関係行政機関が合同で行う方が、出店者側にとっても関係行政機関側にとっても便宜がよい。

**○内容**

出店予定地にて出店計画について質疑応答を行い、周辺環境を確認します。

立地環境調査の前に関係行政機関からの質問及び確認事項を出店予定者に送付します。当日は、質問に対する出店予定者の回答という形で行います。

**④　届出（法§５①）**

富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出してください。

**○提出部数**

届出書の提出部数は15部です。また、電子データでも提出をしてください。ただし、周辺市町村が存する場合は、その数ごとに２部追加するものとし、周辺商工団体が存する場合は、その数ごとに１部追加するものとし、国の関係機関（当該店舗の敷地境界から２キロメートルの範囲内に国道（国が管理するものに限る。）が存する場合は、１部追加するものとします。さらに、店舗面積が3,000平方メートル以上の場合には、10部追加するものとします。

**○公告・縦覧（法§５③）**

届出事項の概要、届出年月日及び縦覧場所を富山県報に登載し、ホームページに掲載します（公告）。また、公告の日から４月間、富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課及び富山県ホームページにおいて縦覧に供します（縦覧）。

**＜留意事項＞**

|  |
| --- |
| 富山県では、出店計画説明書に開発行為や農地転用の手続きについて記載を求め、許可される見込みが立った時点で大規模小売店舗立地法の届出を行うよう求めています。また、関係部局（土木部建築住宅課、農林水産部農業経営課）と情報交換を行い、手続の進捗状況を確認しています。 |

**⑤　説明会（法§７）**

届出をした者は届出をした日から２ヶ月以内に、当該届出及び添付書類の内容を周知させるための説明会を開催しなければなりません。

**＜留意事項＞**

|  |
| --- |
| 説明会の日時及び場所について、出店予定地の市町村に相談した上で、決めてください。  平日の夜や土日祝日など働いている人が参加しやすい日時、公民館などの近隣住民が集まりやすい場所を選んでください。 |

**○開催回数（施行規則§11）**

原則１回ですが、県が３回を限度として複数回の開催を指示する場合は次のとおりです。

ⅰ　店舗面積が10,000平方メートルを超える新設の届出の場合

ⅱ　その他、県が必要と認める場合

**○公告方法（法§７②）**

説明会開催者は、その開催を予定する日時及び場所を定め、次のいずれかの方法により、当該説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告してください。

ⅰ　県の協力を得て、県の公報又は広報誌に掲載すること

ⅱ　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること

ⅲ　当該大規模小売店舗の敷地境界からおおよそ２キロメートルの範囲内で購読される時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙に、ちらしを折り込んで広告すること

ⅳ　当該大規模小売店舗の敷地内の見やすい場所に届出等の要旨を掲示するとともに、当該敷地の境界からおおよそ２キロメートルの範囲内でちらしを戸別に配付すること

（市町村と協議の上、掲示場所を決定し、公告の日（県報登載日）から４ヶ月間、様式第15の２により掲示してください。）

**＜留意事項＞**

|  |
| --- |
| 富山県では、ちらしの原稿ができた段階で経営支援課あてに送付するよう求めています。説明会開催案内が通常のちらしの中に混じっていても、かまいません。掲載スペースの定めはありませんが、見やすい大きさにしてください。  当該区域内の概ね半数以上の世帯で購読されている新聞を選んでください。  説明会の公告方法には、施行規則及び県の手続要綱で定めている４つの方法以外にも、市町村の協力を得て、広報誌に掲載すること、自治振興会長の協力を得て、自治会掲示板や回覧板の活用すること、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に掲示することなどがあります。  特に店舗に近接する住民には、ちらしの配布等による確実な周知をお願いします。  説明会開催者の自主的な対応策として、ぜひ、ご検討ください。 |

**○説明会実施状況報告**

説明会開催者は説明会終了後すみやかに説明会実施状況報告書様式第19を県へ電子データで提出してください。

**⑥　市町村及び住民の意見（法§８①・②）**

**○市町村からの意見聴取**

県は、市町村から当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を必ず聴きます。

**○意見書を提出することができる者**

・当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村の区域内に居住する者

・市町村内において事業活動を行う者

・市町村の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の市町村に存する団体

・その他の当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者

**○意見書の記載内容、提出先、提出方法**

記載内容

(1)　住所及び氏名（法人及び団体にあっては所在地、名称及び代表者の氏名）

(2)　意見書を提出する者が個人である場合には、(1)の事項の公表の可否

(3)　大規模小売店舗の名称及び所在地

(4)　周辺の生活環境の保持のために配慮すべき事項についての意見（意見の理由を含め記載）

提出先　　富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

提出方法　持参、郵送及び電子メールにより提出

**○意見書の提出期限**

当該届出の公告の日（県報登載日）から４ヶ月以内

**○公告・縦覧（法§８③）**

市町村から聴取した意見及び住民から述べられた意見の概要を富山県報に登載し、ホームページに掲載します（公告）。また、公告の日から１月間、富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課及び富山県ホームページにおいて縦覧に供します（縦覧）。

**⑦　県の意見（法§８④）**

**○県の意見**

県は、市町村から聴取した意見及び提出された住民等の意見に配意し、指針を勘案した上で、当該届出をした者に対し、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を有する場合には当該意見を書面で述べます。

**○公告・縦覧（法§８⑥）**

法第８条第４項の規定により述べた意見の概要を富山県報に登載し、ホームページに掲載します（公告）。また、公告の日から１月間、富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課及び富山県ホームページにおいて縦覧に供します（縦覧）。

**○出店制限解除（法§８⑤）**

県が意見を有しない旨の通知をした日から第５条第４項の規定が適用されなくなります。

（当該届出日から８ヶ月間の開店制限が解除されます。）

**＜生活環境の保持の配慮＞（法§10）**

|  |
| --- |
| 第５条第１項、第６条第２項、第８条第７項又は前条第４項の規定による届出をした者は、その届け出たところにより、その大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該大規模小売店舗を維持し、及び運営しなければならない。  大規模小売店舗において事業活動を行う小売業者は、前項の規定による届出に係る事項の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。 |

**(3) 変更の届出（法第６条第１項）手続きの流れ**

**①　事前相談**

富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課が窓口です。手続きの流れや書類作成方法についてご相談ください。

**○窓口**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 商工労働部地域産業振興室  経営支援課 | 大規模小売店舗立地法全般 | 076-444-3253 |

**②　届出（法§６①）**

富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出してください。

**＜留意事項＞**

|  |
| --- |
| 届出書に記載する変更年月日は、登記を伴う事項にあっては原則として登記年月日としてください。 |

**○提出方法**

届出書の提出は電子データで提出してください。

**○公告・縦覧**（法§５③）（法§６③において準用する。）

届出事項の概要、届出年月日及び縦覧場所を富山県報に登載し、ホームページに掲載します

（公告）。また、公告の日から４月間、富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課及び富山県ホームページにおいて縦覧に供します（縦覧）。

**③　市町村及び住民の意見（法§８①・②）**

**○市町村からの意見聴取**

県は、市町村から当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を必ず聴きます。

**○意見書を提出することができる者**

・当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村の区域内に居住する者

・市町村内において事業活動を行う者

・市町村の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の市町村に存する団体

・その他の当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者

**○意見書の記載内容、提出先、提出方法**

記載内容

(1)　住所及び氏名（法人及び団体にあっては所在地、名称及び代表者の氏名）

(2)　意見書を提出する者が個人である場合には、(1)の事項の公表の可否

(3)　大規模小売店舗の名称及び所在地

(4)　周辺の生活環境の保持のために配慮すべき事項についての意見（意見の理由を含め記載）

提出先　　富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

提出方法　持参、郵送及び電子メールにより提出

**○意見書の提出期限**

当該届出の公告の日（県報登載日）から４ヶ月以内

**○公告・縦覧（法§８③）**

市町村から聴取した意見及び住民から述べられた意見の概要を富山県報に登載し、ホームページに掲載します（公告）。また、公告の日から１月間、富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課及び富山県ホームページにおいて縦覧に供します（縦覧）。

**(4) 変更の届出（法第６条第２項）手続きの流れ**

**＜定義＞**

|  |
| --- |
| ・周辺市町村…届出に係る大規模小売店舗の敷地境界から２キロメートルの範囲内に他の市町村が存する場合、当該市町村をいいます。  ・周辺商工団体…次に掲げるものをいいます。  (1)　商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所のうち、届出に係る大規模小売店舗の敷地境界から２キロメートルの範囲内に担当地区が存する団体  (2)　商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会のうち、届出に係る大規模小売店舗の敷地境界から２キロメートルの範囲内に担当地区が存する団体 |

**①　事前相談**

富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課が窓口です。手続きの流れや書類作成方法についてご相談ください。

**○窓口**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 商工労働部地域産業振興室  経営支援課 | 大規模小売店舗立地法全般 | 076-444-3253 |

必要に応じて、変更しようとする事項を所管する県の関係課（店舗所在地を管轄する土木センターや警察署を含む。）と事前に協議してください。特に駐車場の自動車の出入口（位置、幅、方向など）、交通量調査（調査の必要性、調査地点、調査方法など）、騒音予測（予測地点の選定、基準値、評価など）には時間がかかるので、早めに協議されることをおすすめします。

県の関係機関のほかに市町村や国の関係行政機関との協議が必要となる場合があります。

**○関係課**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 生活環境文化部県民生活課 | 交通安全対策、防犯対策 | 076-444-3129 |
| 大規模開発（５ヘクタール以上）、土地利用調整 | 076-444-3126 |
| 生活環境文化部環境政策課 | 廃棄物の処理 | 076-444-9618 |
| 生活環境文化部環境保全課 | 騒音対策 | 076-444-3144 |
| 土木部道路課 | 道路（指定区間外国道、県道） | 076-444-3319 |
| 土木部都市計画課 | 都市計画（まちづくり）、道路（都市計画道路、市町村道） | 076-444-3346 |
| 土木部建築住宅課 | 開発行為、建築確認、再開発事業、景観 | 076-444-3359 |
| 警察本部交通規制課 | 交通全般 | 076-441-2211 |

**②　変更計画説明書**

富山県では、設置者に県及び市町村の関係機関等と十分に調整した上で変更計画説明書を作成し、提出するよう求めています。（変更計画説明書の提出を義務付けるものではありません。）

**○内容**

変更計画説明書は法律で提出しなければならないとされている届出事項及び添付書類のほかに、変更の趣旨等計画の概要や大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき指針で述べられている事項（以下「指針配慮事項」という。）を追加したものです。

添付書類は新設届出と異なり、施行規則で定める12項目すべてを提出する必要はありません。当該変更事項に密接に関連し、その影響を判断するために必要と考えられるものを提出してください。

その際、設置者は小売店舗以外の併設施設の事業者にも同様の対応が求められている点に留意してください。

また、社会的責任の一環として、大型店がまちづくりへの貢献に関して自主的な取組を積極的に行うことが強く期待されていることから、まちづくりへの貢献に関する取組についても可能な限り記載してください。

**○提出部数**

変更計画説明書の提出部数は表１、庁内関係課（連絡調整会議委員）は表２のとおりです。

表１

|  |  |
| --- | --- |
| 変更しようとする事項 | 提出部数 |
| 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 | 13 |
| 駐車場の位置及び収容台数 | ９ |
| 駐輪場の位置及び収容台数 | ６ |
| 荷さばき施設の位置及び面積 | ５ |
| 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 | ６ |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 | ７ |
| 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | ５ |
| 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 | ９ |
| 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 | ５ |

※　増加しようとする店舗面積が3,000平方メートル以上の場合には10部追加するものとし、かつ、周辺商工団体が存する場合は、その数ごとに１部追加するものとします。

※　変更しようとする事項が駐車場の出入口の数及び位置で、変更しようとする出入口が国道（国が管理するものに限る。）に面している場合は、１部追加するものとします。

※　同時に複数の変更をしようとするときは、最も提出部数が多い部数を提出部数とする。

表２

|  |  |
| --- | --- |
| 変更しようとする事項 | 関係課（連絡調整会議委員） |
| 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 | すべての連絡調整会議委員 |
| 駐車場の位置及び収容台数 | 県民生活課長、環境保全課長、道路課長、警察本部交通規制課長 |
| 駐輪場の位置及び収容台数 | 県民生活課長、警察本部交通規制課長 |
| 荷さばき施設の位置及び面積 | 環境保全課長 |
| 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 | 環境政策課長、環境保全課長 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 | 県民生活課長、環境保全課長、警察本部交通規制課長 |
| 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 県民生活課長、環境保全課長 |
| 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 | 県民生活課長、環境保全課長、道路課長、警察本部交通規制課長 |
| 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 | 環境保全課長 |

県は、変更計画説明書提出から20日以内（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第１号）第１条第１項各号に掲げる日を除く。）に、設置者に対し、質問、意見、要望を書面で伝えることにしています。ただし、変更計画説明書提出後、立地環境調査を開催するときは、30日以内（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第１号）第１条第１項各号に掲げる日を除く。）に、設置者に対し、質問、意見、要望を書面で伝えることにしています。

設置者は、質問、意見、要望に応える形で必要に応じ県及び市町村の関係機関等と協議した上で変更計画説明書を修正し、届出書を提出してください。

「２(1)②大規模小売店舗立地法の届出前の標準的なスケジュール」をご覧ください。

**③　立地環境調査**

立地環境調査は、新設の届出以外に次の変更届出の場合に開催します。

ⅰ　増加する店舗面積が3,000平方メートル以上の変更の届出の場合

ⅱ　その他、県が必要と認める場合

**④　届出（法§６②）**

富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出してください。

**○提出部数**

届出書の提出部数は変更計画説明書の提出部数と同じです。また、電子データでも提出をしてください。

ただし、周辺市町村が存する場合は、その数ごとに２部追加するものとします。さらに、増加する店舗面積が3,000平方メートル以上の場合には、10部追加するものとし、かつ、周辺商工団体が存する場合は、その数ごとに１部追加するものとします。

**○公告・縦覧**（法§５③）（法§６③において準用する。）

届出事項の概要、届出年月日及び縦覧場所を富山県報に登載し、ホームページに掲載します（公告）。また、公告の日から４月間、富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課及び富山県ホームページにおいて縦覧に供します（縦覧）。

**○軽微な変更（法§６④ただし書）**

|  |
| --- |
| 法第６条第４項の規定による軽微な変更の適用を受けることを要望されるときは、当該届出書に様式第８の軽微な変更承認要望書を添付してください。 |

**○提出方法**

軽微な変更承認要望書の提出は、電子データでの提出となります。

|  |
| --- |
| 要望書の提出があったときは、県は大規模小売店舗の周辺の生活環境に与える影響が変更前と比して変化しないと認める、又は認めないことを決定し、届出があった日から１月以内に様式第９により設置者、市町村及び周辺市町村に対し通知します。 |

生活環境への負荷を増加させないと県が判断し、軽微な変更と認めた届出については、８月を待たずに変更することが認められ、①説明会の開催は不要、②市町村、住民等の意見は聴く、③都道府県の意見は通知されないということになります。

**⑤　説明会（法§７）**

届出をした者は届出をした日から２ヶ月以内に、当該届出及び添付書類の内容を周知させるための説明会を開催しなければなりません。ただし、県が認めたときは、説明会を届出等の要旨を掲示することにより行うことができます。

**＜留意事項＞**

|  |
| --- |
| 説明会の日時及び場所について、出店予定地の市町村に相談した上で、決めてください。  平日の夜や土日祝日など働いている人が参加しやすい日時、公民館などの近隣住民が集まりやすい場所を選んでください。 |

**○開催方法**

説明会の日時及び場所について、出店予定地の市町村が説明開催者に助言します。

**○開催回数（施行規則§11）**

原則１回ですが、県が３回を限度として複数回の開催を指示する場合は次のとおりです。

ⅰ　店舗面積が10,000平方メートルを超える新設の届出の場合

ⅱ　その他、県が必要と認める場合

**○公告方法（法§７②）**

説明会開催者は、その開催を予定する日時及び場所を定め、次のいずれかの方法により、当該説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告してください。

ⅰ　県の協力を得て、県の公報又は広報誌に掲載すること

ⅱ　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること

ⅲ　当該大規模小売店舗の敷地境界からおおよそ２キロメートルの範囲内で購読される時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙に、ちらしを折り込んで広告すること

ⅳ　当該大規模小売店舗の敷地内の見やすい場所に届出等の要旨を掲示するとともに、当該敷地の境界からおおよそ２キロメートルの範囲内でちらしを戸別に配付すること

（市町村と協議の上、掲示場所を決定し、公告の日（県報登載日）から４ヶ月間、様式第15の２により掲示してください。）

**＜留意事項＞**

|  |
| --- |
| 富山県では、ちらしの原稿ができた段階で経営支援課あてに送付するよう求めています。説明会開催案内が通常のちらしの中に混じっていても、かまいません。掲載スペースの定めはありませんが、見やすい大きさにしてください。  当該区域内の概ね半数以上の世帯で購読されている新聞を選んでください。  説明会の公告方法には、施行規則及び県の手続要綱で定めている４つの方法以外にも、市町村の協力を得て、広報誌に掲載すること、自治振興会長の協力を得て、自治会掲示板や回覧板の活用すること、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に掲示することなどがあります。  特に店舗に近接する住民には、ちらしの配布等による確実な周知をお願いします。  説明会開催者の自主的な対応策として、ぜひ、ご検討ください。 |

**○説明会実施状況報告**

説明会開催者は説明会終了後すみやかに説明会実施状況報告書様式第19を県へ電子データで提出してください。

**○説明会の開催等（施行規則§11②）**

|  |
| --- |
| 前項の規定にかかわらず、法第６条第２項の変更の場合であって、都道府県が大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため前項の方法による説明会を開催する必要がないと認めるときには、法第７条第１項の規定による説明会は、説明会開催者が、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示することにより行うものとする。 |

**○説明会を届出等の要旨の掲示により行う場合**

|  |
| --- |
| 施行規則第11条第２項の規定により説明会を当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に届出等の要旨を掲示することにより行おうとする者は、届出をする日までに、様式第13の説明会を届出等の要旨の掲示に代える旨の承認要望書を電子データで提出してください。 |

|  |
| --- |
| 要望書の提出があったときは、市町村と協議の上、説明会を届出等の要旨を掲示することにより行うことを認め、又は認めないことを決定し、説明会開催者、市町村及び周辺市町村に対し、様式第14により通知します。 |

|  |
| --- |
| 施行規則第11条第２項に規定する届出等の要旨の掲示は、市町村と協議の上、掲示場所を決定し、前項の規定による通知を受けた日の翌日から法第６条第３項の規定において準用する法第５条第３項に規定する縦覧が終了する日まで、様式第15により当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示することにより行ってください。 |

**⑥　市町村及び住民の意見（法§８①・②）**

**○市町村からの意見聴取**

県は、市町村から当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を必ず聴きます。

**○意見書を提出することができる者**

・当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村の区域内に居住する者

・市町村内において事業活動を行う者

・市町村の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の市町村に存する団体

・その他の当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者

**○意見書の記載内容、提出先、提出方法**

記載内容

(1)　住所及び氏名（法人及び団体にあっては所在地、名称及び代表者の氏名）

(2)　意見書を提出する者が個人である場合には、(1)の事項の公表の可否

(3)　大規模小売店舗の名称及び所在地

(4)　周辺の生活環境の保持のために配慮すべき事項についての意見（意見の理由を含め記載）

提出先　　富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

提出方法　持参、郵送及び電子メールにより提出

**○意見書の提出期限**

当該届出の公告の日（県報登載日）から４ヶ月以内

**○公告・縦覧（法§８③）**

市町村から聴取した意見及び住民から述べられた意見の概要を富山県報に登載し、ホームページに掲載します（公告）。また、公告の日から１月間、富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課及び富山県ホームページにおいて縦覧に供します（縦覧）。

**⑦　県の意見（法§８④）**

**○県の意見**

県は、市町村から聴取した意見及び提出された住民等の意見に配意し、指針を勘案した上で、当該届出をした者に対し、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を有する場合には当該意見を書面で述べます。

**○公告・縦覧（法§８⑥）**

法第８条４項の規定により述べた意見の概要を富山県報に登載し、ホームページに掲載します（公告）。また、公告の日から１月間、富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課及び富山県ホームページにおいて縦覧に供します（縦覧）。

**○変更制限解除（法§８⑤）**

県が意見を有しない旨の通知をした日から第６条第４項の規定が適用されなくなります。

（当該届出日から８ヶ月間の変更制限が解除されます。）

**(5) 既存店舗の最初の変更の届出（法附則第５条第１項）手続きの流れ**

**※既存店舗…法律の施行の際(平成12年６月１日)、既に営業していた大規模小売店舗で、その後大規模小売店舗立地法に基づく届出を一度も行っていない店舗**

**＜定義＞**

|  |
| --- |
| ・周辺市町村…届出に係る大規模小売店舗の敷地境界から２キロメートルの範囲内に他の市町村が存する場合、当該市町村をいいます。  ・周辺商工団体…次に掲げるものをいいます。  (1)　商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所のうち、届出に係る大規模小売店舗の敷地境界から２キロメートルの範囲内に担当地区が存する団体  (2)　商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会のうち、届出に係る大規模小売店舗の敷地境界から２キロメートルの範囲内に担当地区が存する団体 |

**①　事前相談**

富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課が窓口です。手続きの流れや書類作成方法についてご相談ください。

**○窓口**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 商工労働部地地域産業振興室  経営支援課 | 大規模小売店舗立地法全般 | 076-444-3253 |

必要に応じて、変更しようとする事項を所管する県の関係課（店舗所在地を管轄する土木センターや警察署を含む。）と事前に協議してください。特に駐車場の自動車の出入口（位置、幅、方向など）、交通量調査（調査の必要性、調査地点、調査方法など）、騒音予測（予測地点の選定、基準値、評価など）には時間がかかるので、早めに協議されることをおすすめします。

県の関係機関のほかに市町村や国の関係行政機関との協議が必要となる場合があります。

**○関係課**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 生活環境文化部県民生活課 | 交通安全対策、防犯対策 | 076-444-3129 |
| 大規模開発（５ヘクタール以上）、土地利用調整 | 076-444-3126 |
| 生活環境文化部環境政策課 | 廃棄物の処理 | 076-444-9618 |
| 生活環境文化部環境保全課 | 騒音対策 | 076-444-3144 |
| 土木部道路課 | 道路（指定区間外国道、県道） | 076-444-3319 |
| 土木部都市計画課 | 都市計画（まちづくり）、道路（都市計画道路、市町村道） | 076-444-3346 |
| 土木部建築住宅課 | 開発行為、建築確認、再開発事業、景観 | 076-444-3359 |
| 警察本部交通規制課 | 交通全般 | 076-441-2211 |

**②　変更計画説明書**

富山県では、設置者に県及び市町村の関係機関等と十分に調整した上で変更計画説明書を作成し、提出するよう求めています。（変更計画説明書の提出を義務付けるものではありません。）

**○内容**

変更計画説明書は法律で提出しなければならないとされている届出事項及び添付書類のほかに、変更の趣旨等計画の概要や大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき指針で述べられている事項（以下「指針配慮事項」という。）を追加したものです。

添付書類は新設届出と異なり、施行規則で定める12項目すべてを提出する必要はありません。当該変更事項に密接に関連し、その影響を判断するために必要と考えられるものを提出してください。

その際、設置者は小売店舗以外の併設施設の事業者にも同様の対応が求められている点に留意してください。

また、社会的責任の一環として、大型店がまちづくりへの貢献に関して自主的な取組を積極的に行うことが強く期待されていることから、まちづくりへの貢献に関する取組についても可能な限り記載してください。

**○提出部数**

変更計画説明書の提出部数は表１、庁内関係課（連絡調整会議委員）は表２のとおりです。また、電子データでも提出をしてください。

表１

|  |  |
| --- | --- |
| 変更しようとする事項 | 提出部数 |
| 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 | 13 |
| 駐車場の位置及び収容台数 | ９ |
| 駐輪場の位置及び収容台数 | ６ |
| 荷さばき施設の位置及び面積 | ５ |
| 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 | ６ |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 | ７ |
| 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | ５ |
| 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 | ９ |
| 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 | ５ |

※　増加しようとする店舗面積が3,000平方メートル以上の場合には10部追加するものとし、かつ、周辺商工団体が存する場合は、その数ごとに１部追加するものとします。

※　変更しようとする事項が駐車場の出入口の数及び位置で、変更しようとする出入口が国道（国が管理するものに限る。）に面している場合は、１部追加するものとします。

※　同時に複数の変更をしようとするときは、最も提出部数が多い部数を提出部数とする。

表２

|  |  |
| --- | --- |
| 変更しようとする事項 | 関係課（連絡調整会議委員） |
| 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 | すべての連絡調整会議委員 |
| 駐車場の位置及び収容台数 | 県民生活課長、環境保全課長、道路課長、警察本部交通規制課長 |
| 駐輪場の位置及び収容台数 | 県民生活課長、警察本部交通規制課長 |
| 荷さばき施設の位置及び面積 | 環境保全課長 |
| 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 | 環境政策課長、環境保全課長 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 | 県民生活課長、環境保全課長、警察本部交通規制課長 |
| 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 県民生活課長、環境保全課長 |
| 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 | 県民生活課長、環境保全課長、道路課長、警察本部交通規制課長 |
| 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 | 環境保全課長 |

県は、変更計画説明書提出から20日以内（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第１号）第１条第１項各号に掲げる日を除く。）に、設置者に対し、質問、意見、要望を書面で伝えることにしています。ただし、変更計画説明書提出後、立地環境調査を開催するときは、30日以内（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第１号）第１条第１項各号に掲げる日を除く。）に、設置者に対し、質問、意見、要望を書面で伝えることにしています。

設置者は、質問、意見、要望に応える形で必要に応じ県及び市町村の関係機関等と協議した上で変更計画説明書を修正し、届出書を提出してください。

「２(1)②大規模小売店舗立地法の届出前の標準的なスケジュール」をご覧ください。

**③　立地環境調査**

立地環境調査は、新設の届出以外に次の変更届出の場合に開催します。

ⅰ　増加する店舗面積が3,000平方メートル以上の変更の届出の場合

ⅱ　その他、県が必要と認める場合

**④　届出（法附則§５①）**

富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出してください。

**○提出部数**

届出書の提出部数は変更計画説明書の提出部数と同じです。また、電子データでも提出をしてください。

ただし、周辺市町村が存する場合は、その数ごとに２部追加するものとします。さらに、増加する店舗面積が3,000平方メートル以上の場合には、10部追加するものとし、かつ、周辺商工団体が存する場合は、その数ごとに１部追加するものとします。

**○公告・縦覧**（法§５③）（法§６③において準用する。）

届出事項の概要、届出年月日及び縦覧場所を富山県報に登載し、ホームページに掲載します

（公告）。また、公告の日から４月間、富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課及び富山県ホームページにおいて縦覧に供します（縦覧）。

**○軽微な変更（法§６④ただし書）**

|  |
| --- |
| 法第６条第４項の規定による軽微な変更の適用を受けることを要望されるときは、当該届出書に様式第８の軽微な変更承認要望書を添付してください。 |

**○提出部数**

軽微な変更承認要望書の提出は、電子データでの提出となります。

|  |
| --- |
| 要望書の提出があったときは、県は大規模小売店舗の周辺の生活環境に与える影響が変更前と比して変化しないと認める、又は認めないことを決定し、届出があった日から１月以内に様式第９により設置者、市町村及び周辺市町村に対し通知します。 |

生活環境への負荷を増加させないと県が判断し、軽微な変更と認めた届出については、８月を待たずに変更することが認められ、①説明会の開催は不要、②市町村、住民等の意見は聴く、③都道府県の意見は通知されないということになります。

**⑤　説明会（法§７）**

届出をした者は届出をした日から２ヶ月以内に、当該届出及び添付書類の内容を周知させるための説明会を開催しなければなりません。ただし、県が認めたときは、説明会を届出等の要旨を掲示することにより行うことができます。

**＜留意事項＞**

|  |
| --- |
| 説明会の日時及び場所について、出店予定地の市町村に相談した上で、決めてください。  平日の夜や土日祝日など働いている人が参加しやすい日時、公民館などの近隣住民が集まりやすい場所を選んでください。 |

**○開催方法**

説明会の日時及び場所について、出店予定地の市町村が説明開催者に助言します。

**○開催回数（施行規則§11）**

原則１回ですが、県が３回を限度として複数回の開催を指示する場合は次のとおりです。

ⅰ　店舗面積が10,000平方メートルを超える新設の届出の場合

ⅱ　その他、県が必要と認める場合

**○公告方法（法§７②）**

説明会開催者は、その開催を予定する日時及び場所を定め、次のいずれかの方法により、当該説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告してください。

ⅰ　県の協力を得て、県の公報又は広報誌に掲載すること

ⅱ　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること

ⅲ　当該大規模小売店舗の敷地境界からおおよそ２キロメートルの範囲内で購読される時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙に、ちらしを折り込んで広告すること

ⅳ　当該大規模小売店舗の敷地内の見やすい場所に届出等の要旨を掲示するとともに、当該敷地の境界からおおよそ２キロメートルの範囲内でちらしを戸別に配付すること

（市町村と協議の上、掲示場所を決定し、公告の日（県報登載日）から４ヶ月間、様式第15の２により掲示してください。）

**＜留意事項＞**

|  |
| --- |
| 富山県では、ちらしの原稿ができた段階で経営支援課あてに送付するよう求めています。説明会開催案内が通常のちらしの中に混じっていても、かまいません。掲載スペースの定めはありませんが、見やすい大きさにしてください。  当該区域内の概ね半数以上の世帯で購読されている新聞を選んでください。  説明会の公告方法には、施行規則及び県の手続要綱で定めている４つの方法以外にも、市町村の協力を得て、広報誌に掲載すること、自治振興会長の協力を得て、自治会掲示板や回覧板の活用すること、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に掲示することなどがあります。  特に店舗に近接する住民には、ちらしの配布等による確実な周知をお願いします。  説明会開催者の自主的な対応策として、ぜひ、ご検討ください。 |

**○説明会実施状況報告**

説明会開催者は説明会終了後すみやかに説明会実施状況報告書様式第19を県へ電子データで提出してください。

**○説明会の開催等（施行規則§11②）**

|  |
| --- |
| 前項の規定にかかわらず、法第６条第２項の変更の場合であって、都道府県が大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため前項の方法による説明会を開催する必要がないと認めるときには、法第７条第１項の規定による説明会は、説明会開催者が、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示することにより行うものとする。 |

**○説明会を届出等の要旨の掲示により行う場合**

|  |
| --- |
| 施行規則第11条第２項の規定により説明会を当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に届出等の要旨を掲示することにより行おうとする者は、届出をする日までに、様式第13の説明会を届出等の要旨の掲示に代える旨の承認要望書を電子データで提出してください。 |

|  |
| --- |
| 要望書の提出があったときは、市町村と協議の上、説明会を届出等の要旨を掲示することにより行うことを認め、又は認めないことを決定し、説明会開催者、市町村及び周辺市町村に対し、様式第14により通知します。 |

|  |
| --- |
| 施行規則第11条第２項に規定する届出等の要旨の掲示は、市町村と協議の上、掲示場所を決定し、前項の規定による通知を受けた日の翌日から法第６条第３項の規定において準用する法第５条第３項に規定する縦覧が終了する日まで、様式第15により当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示することにより行ってください。 |

**⑥　市町村及び住民の意見（法§８①・②）**

**○市町村からの意見聴取**

県は、市町村から当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を必ず聴きます。

**○意見書を提出することができる者**

・当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村の区域内に居住する者

・市町村内において事業活動を行う者

・市町村の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の市町村に存する団体

・その他の当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者

**○意見書の記載内容、提出先、提出方法**

記載内容

(1)　住所及び氏名（法人及び団体にあっては所在地、名称及び代表者の氏名）

(2)　意見書を提出する者が個人である場合には、(1)の事項の公表の可否

(3)　大規模小売店舗の名称及び所在地

(4)　周辺の生活環境の保持のために配慮すべき事項についての意見（意見の理由を含め記載）

提出先　　富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

提出方法　持参、郵送及び電子メールにより提出

**○意見書の提出期限**

当該届出の公告の日（県報登載日）から４ヶ月以内

**○公告・縦覧（法§８③）**

市町村から聴取した意見及び住民から述べられた意見の概要を富山県報に登載し、ホームページに掲載します（公告）。また、公告の日から１月間、富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課及び富山県ホームページにおいて縦覧に供します（縦覧）。

**⑦　県の意見（法§８④）**

**○県の意見**

県は、市町村から聴取した意見及び提出された住民等の意見に配意し、指針を勘案した上で、当該届出をした者に対し、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を有する場合には当該意見を書面で述べます。

**○公告・縦覧（法§８⑥）**

法第８条４項の規定により述べた意見の概要を富山県報に登載し、ホームページに掲載します（公告）。また、公告の日から１月間、富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課及び富山県ホームページにおいて縦覧に供します（縦覧）。

**○変更制限解除（法§８⑤）**

県が意見を有しない旨の通知をした日から第６条第４項の規定が適用されなくなります。

（当該届出日から８ヶ月間の変更制限が解除されます。）

**(6) 県が意見（法第８条第４項）を述べた後の手続きの流れ**

**＜定義＞**

|  |
| --- |
| ・周辺市町村…届出に係る大規模小売店舗の敷地境界から２キロメートルの範囲内に他の市町村が存する場合、当該市町村をいいます。  ・周辺商工団体…次に掲げるものをいいます。  (1)　商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所のうち、届出に係る大規模小売店舗の敷地境界から２キロメートルの範囲内に担当地区が存する団体  (2)　商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会のうち、届出に係る大規模小売店舗の敷地境界から２キロメートルの範囲内に担当地区が存する団体 |

**①　県の意見に対する対応策の提示（法§８⑦）（法§５②）（法§８⑧において準用する。）**

届出者は、県の意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、県に対し、当該届出を変更する旨の届出様式第５又は変更しない旨の通知様式第27を行います。

県が意見を述べた日から２ヶ月以内に提出してください。

変更する旨の届出様式第５には変更しようとする事項に応じて関係書類を添付してください。

**○提出部数**

変更する旨の届出様式第５の提出部数は15部です。また、電子データでも提出をしてください。ただし、周辺市町村が存する場合は、その数ごとに２部追加するものとし、周辺商工団体が存する場合は、その数ごとに１部追加するものとし、国の関係機関（当該店舗の敷地境界から２キロメートルの範囲内に国道（国が管理するものに限る。）がある場合）が存する場合は、１部追加するものとします。さらに、店舗面積が3,000平方メートル以上の場合には、10部追加するものとします。

また、変更しない旨の通知様式27の提出部数は１部です。

**○公告・縦覧（法§５③）（法§８⑧において準用する。）**

当該届出を変更する旨の届出が提出された場合には、届出事項の概要、届出年月日及び縦覧場所を富山県報に登載し、ホームページに掲載します（公告）。また、公告の日から４月間、富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課及び富山県ホームページにおいて縦覧に供します（縦覧）。

**○出店（変更）制限（法§８⑨）**

設置者は、当該届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知の日から２月を経過した後でなければ、届出に係る新設又は変更を行ってはなりません。

**②　勧告（法§９①）**

**○県の勧告**

県は、法第８条７項の規定による変更する旨の届出又は変更しない旨の通知の内容が、法第８条第４項の規定により、県が述べた意見を適正に反映しておらず、周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、市町村の意見を聴き、及び指針を勘案しつつ、理由を付して、届出者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができます。

**○勧告期限**

法第８条７項の規定による届出又は通知がなされた日から２ヶ月以内

**○公告（法§９③）**

勧告したときは、県は当該勧告の内容を富山県報に登載し、ホームページに掲載します（公告）。

**③　必要な変更に係る届出（法§９④）**

**○必要な変更に係る届出**

勧告を受けた届出者は、当該勧告を踏まえ、県に必要な変更に係る届出様式第６を行います。

県が勧告した日から２ヶ月以内に提出してください。

**○提出部数**

必要な変更に係る届出様式第６の提出部数は15部です。また、電子データでも提出をしてください。ただし、周辺市町村が存する場合は、その数ごとに２部追加するものとし、周辺商工団体が存する場合は、その数ごとに１部追加するものとし、国の関係機関（当該店舗の敷地境界から２キロメートルの範囲内に国道（国が管理するものに限る。）がある場合）が存する場合は、１部追加するものとします。さらに、店舗面積が3,000平方メートル以上の場合には、10部追加するものとします。

**○公告・縦覧（法§５③）（法§９⑤において準用する。）**

当該届出を変更する旨の届出が提出された場合には、届出事項の概要、届出年月日及び縦覧場所を富山県報に登載し、ホームページに掲載します（公告）。また、公告の日から４月間、富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課及び富山県ホームページにおいて縦覧に供します（縦覧）。

**④　公表（法§９⑦）**

県が勧告した場合において、届出者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができます。

ⅰ　必要な変更に係る届出が行われない場合

ⅱ　必要な変更に係る届出が勧告に従ったものでなく勧告に従わない正当な理由がないとき

**○公表の方法**

ⅰ　富山県報への登載・ホームページ掲載

ⅱ　報道機関への情報提供

ⅲ　その他県が必要と認める方法

**(7) 廃止の届出（法第６条第５項）手続きの流れ**

**①　事前相談**

富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課が窓口です。手続きの流れや書類作成方法についてご相談ください。

**○窓口**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 商工労働部地域産業振興室  経営支援課 | 大規模小売店舗立地法全般 | 076-444-3253 |

**②　届出（法§６⑤）**

富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出してください。

**○提出方法**

届出書の提出は電子データで提出してください。

**○公告**（法§６⑥）

県は当該届出の内容を富山県報に登載し、ホームページに掲載します（公告）。

**(8) 承継の届出（法第11条第３項）手続きの流れ**

**①　事前相談**

富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課が窓口です。手続きの流れや書類作成方法についてご相談ください。

**○窓口**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 商工労働部地域産業振興室  経営支援課 | 大規模小売店舗立地法全般 | 076-444-3253 |

**②　届出（法§11③）**

富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出してください。

**○提出方法**

届出書の提出は電子データで提出してください。

**○公告**

県は当該届出の内容をホームページに掲載します（公告）。

**(9) 報告の徴収（法第14条）手続きの流れ**

**○設置者の報告**

県は、設置者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることがあります。

ⅰ　駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために講じている措置に関する事項

ⅱ　騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために講じている措置に関する事項

**○小売業者の報告**

県は、小売業者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることがあります。

ⅰ　当該小売業の開始日

ⅱ　当該小売業を行う者の店舗の店舗面積及び位置に関する事項

ⅲ　当該小売業を行う者の店舗の運営方法に関する事項

**○提出方法**

報告書の提出は電子データで提出してください。